

## 子ども・子育て支援新制度における会計処理について

---

平成 27 年 3 月 9 日に、内閣府から「自治体向け FAQ（よくある質問）（第 7 版）」が公表されました。また、平成 27 年 3 月 10 日に、内閣府から、子ども・子育て支援新制度説明会の資料が公表されました。これらの資料の中で、新制度へ移行する学校法人に係る会計処理が示されています。従来の私学助成を受けている幼稚園とは会計処理が異なる部分があるため、注意が必要です。

### ①入園時の会計処理

入園時に徴収する入園検定料や入園料に関する会計処理が示されています。特に、入園料の取り扱いが大幅に変更されています。平成 27 年度から新制度に移行する場合は、平成 26 年度決算において注意が必要です。

### ②入園後の会計処理

入園後に保護者から徴収する基本負担額、特定負担額、実費徴収及び、市町村から交付される施設型給付に関する会計処理が示されています。平成 27 年度から新制度に移行する場合は、平成 27 年 4 月からこの会計処理を採用します。

### ③部門の取り扱い

新制度に移行した場合の、各種内訳表における部門表示の取り扱いが示されています。平成 27 年度から新制度に移行する場合は、平成 27 年 4 月からこの会計処理を採用します。

### ④経費の取り扱い

新制度に移行した場合の、経費の計上に関する考え方が示されています。平成 27 年度から新制度に移行する場合は、平成 27 年 4 月からこの会計処理を採用します。

### ⑤新制度への移行に伴う収支の計上部門

新制度への移行に伴う収支を法人部門に計上するか、既存の部門に計上するかは移行形態によって異なります。平成 27 年度から新制度に移行する場合は、平成 26 年度決算において注意が必要です。

以 上